

# 能代市森林整備変更計画書

計画期間

自 平成25年4月 1日

至 平成35年3月31日

(平成29年3月変更)

秋 田 県  
能 代 市

## 目 次

<b>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>	• • • • 1
1 森林整備の現状と課題	• • • 1
2 森林整備の基本方針	• • • 1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	• • • 1
<b>II 森林整備に関する事項</b>	• • • • 1
<b>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</b>	• • • • 1
1 樹種別の立木の標準伐期齢	• • • 1
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	• • • 1
3 その他必要な事項	• • • 1
<b>第2 造林に関する事項</b>	• • • • 1
1 人工造林に関する事項	• • • 1
2 天然更新に関する事項	• • • 2
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	• • • 2
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	• • • 2
5 その他必要な事項	• • • 2
<b>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準</b>	• • • • 2
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	• • • 2
2 保育の種類別の標準的な方法	• • • 2
3 その他必要な事項	• • • 2
<b>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>	• • • • 2
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	• • • 2
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域及び当該区域内における施業の方法	• • • 2
3 その他必要な事項	• • • 3
<b>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</b>	• • • • 3
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	• • • 3
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するため の方策	• • • 3
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	• • • 3
4 その他必要な事項	• • • 3

<b>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</b>	<b>・ ・ ・ ・ 3</b>
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	・ ・ ・ 3
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・ ・ ・ 3
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・ ・ ・ 3
4 その他必要な事項	・ ・ ・ 3
<b>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	<b>・ ・ ・ ・ 3</b>
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・ ・ ・ 3
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・ ・ ・ 3
3 作業路網の整備に関する事項	・ ・ ・ 3
4 その他必要な事項	・ ・ ・ 4
<b>第8 その他必要な事項</b>	<b>・ ・ ・ ・ 4</b>
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・ ・ ・ 4
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・ ・ ・ 4
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ 4
<b>Ⅲ 森林の保護に関する事項</b>	<b>・ ・ ・ ・ 4</b>
<b>第1 鳥獣害の防止に関する事項</b>	<b>・ ・ ・ 4</b>
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・ ・ ・ 4
2 その他必要な事項	・ ・ ・ 4
<b>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b>	<b>・ ・ ・ ・ 4</b>
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	・ ・ ・ 4
2 鳥獣害対策の方法	・ ・ ・ 5
3 林野火災の予防の方法	・ ・ ・ 5
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・ ・ ・ 5
5 その他必要な事項	・ ・ ・ 5
<b>Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項</b>	<b>・ ・ ・ ・ 5</b>
1 保健機能森林の区域	・ ・ ・ 5
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・ ・ ・ 5
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・ ・ ・ 5
4 その他必要な事項	・ ・ ・ 5
<b>Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項</b>	<b>・ ・ ・ ・ 6</b>
1 森林経営計画の作成に関する事項	・ ・ ・ 6
2 生活環境の整備に関する事項	・ ・ ・ 6
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	・ ・ ・ 6
4 森林の総合利用の推進に関する事項	・ ・ ・ 6
5 住民参加による森林の整備に関する事項	・ ・ ・ 6
6 その他必要な事項	・ ・ ・ 6

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

変更なし

### 2 森林整備の基本方針

変更なし

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

変更なし

## II 森林整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

変更なし

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

変更なし

#### 3 その他必要な事項

変更なし

### 第2 造林に関する事項

#### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

##### （1）人工造林の対象樹種

変更なし

##### （2）人工造林の標準的な方法

ア 変更無し

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	雑かん木類、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は、等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵を行い、林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は、正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は、等高線に沿って、できるかぎり筋を通して植え付けるものとする。また、必要に応じ植え穴を大きくし丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行う。 また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

植栽の時期	4～6月中旬までに行うことを原則とするが、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した10～11月に行い、極力乾燥時期を避けるものとする。
-------	--

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

変更なし

## 2 天然更新に関する事項

変更なし

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

変更なし

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

変更なし

## 5 その他必要な事項

変更なし

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

変更無し

### 2 保育の種類別の標準的な方法

変更なし

### 3 その他必要な事項

変更なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養や機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 変更無し

イ 施業の変更

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 変更無し

イ 施業の方法

### 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

変更なし

(2) 施業の方法

### 3 その他必要な事項

変更なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

変更なし

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

変更なし

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

変更なし

### 4 その他必要な事項

変更なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

変更なし

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

変更なし

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

変更なし

### 4 その他必要な事項

変更なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム路網の整備に関する事項

変更なし

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

変更なし

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

変更なし

##### イ 基幹路網の整備計画

林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

##### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

変更なし

(2) 細部路網に関する事項

変更なし

#### 4 その他必要な事項

変更なし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

変更なし

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

変更なし

#### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

変更なし

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

#### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報提供に努めるものとします。

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交の育成複層林の造成等を行うとともに、日常の管理を通じて防除対策の充実に努めることとする。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の重点化等地域や被害程度に応じた被害対策を進めるとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び将来的には抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換を図ることとする。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとする。

また、ナラ枯れ被害については、徹底した監視を行うとともに、県と連携し保全すべきナラ林を特定し、被害対策を推進します。その他のナラ林については、資源としての利活用を促進し、ナラ枯れに強い若い森林に更新するよう普及啓発を行うこととする。

## (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林管理署等の行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを推進する。

### 2 鳥獣害対策の方法

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報提供に努めるものとします。

### 3 林野火災の予防の方法

変更なし

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

変更なし

### 5 その他必要な事項

変更なし

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

変更なし

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

変更なし

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

変更なし

### 4 その他必要な事項

変更なし



## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の作成に関する事項

変更なし

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

変更なし

### 2 生活環境の整備に関する事項

変更なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

変更なし

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

変更なし

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

変更なし

### 6 その他必要な事項

変更なし